

# 医療法人 島本慈愛会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性の育児休業の取得率を90%以上にする。

<対策>

- 令和7年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施。
- 令和8年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和8年3月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和8年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：計画期間内に、一人あたりの法定時間外労働・法定休日労働の合計を月10時間以内とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 一人あたりの時間外労働時間について実態を把握
- 令和8年3月～ 時間外労働を削減するための業務内容についての見直し
- 令和8年6月～ 時間外労働を削減のための管理職研修の実施